

新旧対照条文目次

一	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）	1
二	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）	2
三	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）	3
四	土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）	4
五	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）	6
六	がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）	9
七	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）	10
八	厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）	11

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二条関係）			
名称 （略） 独立行政法人国立がん研究センター 独立行政法人国立循環器病研究センター 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 独立行政法人国立国際医療研究センター 独立行政法人国立成育医療研究センター 独立行政法人国立長寿医療研究センター	根拠法 （略） 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第 号）	名称 （略） （新設）	根拠法 （略）

改 正 案	現 行
<p>第七條（略） ②～⑤（略） ⑥ この法律で、肢体不自由児施設支援とは、肢体不自由児施設又は独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第 号） 〔第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定医療機関」という。）において、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童に対して行われる治療及び知識技能の付与をいう。〕</p> <p>⑦（略）</p>	<p>第七條（略） ②～⑤（略） ⑥ この法律で、肢体不自由児施設支援とは、肢体不自由児施設又は国立高度専門医療センター若しくは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定医療機関」という。）において、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童に対して行われる治療及び知識技能の付与をいう。</p> <p>⑦（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置） 第十八条（略）</p> <p>2 市町村は、障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第五項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十二年法律第 号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。</p>	<p>（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置） 第十八条（略）</p> <p>2 市町村は、障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第五項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは国立高度専門医療センター若しくは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一、二十三（略）</p> <p>二十四 国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）による保健所若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による公的医療機関又は検疫所</p> <p>二十五、三十三（略）</p> <p>三十四 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設</p> <p>三十四の二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一、二十三（略）</p> <p>二十四 国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）による保健所若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による公的医療機関又は検疫所</p> <p>二十五、三十三（略）</p> <p>三十四 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設</p> <p>三十四の二 独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設</p>

三十四の三 独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター又は独立行政法人国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第 号）第十三条第一号、第十四条第一号、第十五条第一号若しくは第三号、第十六条第一号若しくは第三号、第十七条第一号又は第十八条第一号若しくは第二号に掲げる業務の用に供する施設

三十五
(略)

改正案	現行
<p>（設立及び業務） 第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。</p> <p>一（略）</p> <p>二 厚生労働省 国立ハンセン病療養所及び独立行政法人国立病院機構に属する職員</p> <p>三（略）</p> <p>3 5 略</p> <p>（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い）</p> <p>第二百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第二号中「及び独立行政法人国立病院機構」とあるのは「並びに独立行政法人国立病院機構及び高度専門医療に関する研究等を行</p>	<p>（設立及び業務） 第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。</p> <p>一（略）</p> <p>二 厚生労働省 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構に属する職員</p> <p>三（略）</p> <p>3 5 略</p> <p>（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い）</p> <p>第二百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第四号中「林野庁」とあるのは「林野庁及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特</p>

独立行政法人国立精 環器病研究センター 独立行政法人国立循 環器病研究センター 独立行政法人国立 がん研究センター 独立行政法人国立 高度専門医療に 関する研究等を行 う独立行政法人 国立高度専門医 療研究センター	第 号	名称 (略) 根拠法 (略)	う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第 号)第四 条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター」と、同項第 三号中「林野庁」とあるのは「林野庁及び独立行政法人森林総合 研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定 独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定 独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち 別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、 第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政 法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政 法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法 人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条 第一項第一号及び第三号中「特定独立行政法人の負担に係るもの 」とあるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの(第二百二十四 条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読 み替えて適用する第四項の規定による独立行政法人のうち別表第 三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを含む。) 」と、同条第五項から第七項までの規定中「特定独立行政法人」 とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に 掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二条第一項及び第四 項並びに第二百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定 独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大 学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 別表第三(第二百二十四条の三関係)
--	--------	-------------------------	--

(新設)	名称 (略) 根拠法 (略)	定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特 定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のう ち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と 、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行 政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行 政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学 法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九 条第一項第一号及び第三号中「特定独立行政法人の負担に係るも の」とあるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの(第二百二十 四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において 読み替えて適用する第四項の規定による独立行政法人のうち別表 第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを含む。 」と、同条第五項から第七項までの規定中「特定独立行政法人 」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三 に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二条第一項及び第四 項並びに第二百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定 独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立 大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 別表第三(第二百二十四条の三関係)
------	-------------------------	--

神・神経医療研究センター	独立行政法人国立国際医療研究センター	独立行政法人国立成育医療研究センター	独立行政法人国立長寿医療研究センター

改 正 案	現 行
<p>（医療機関の整備等） 第十五条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、<u>独立行政法人国立がん研究センター</u>、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>（医療機関の整備等） 第十五条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、<u>国立がんセンター</u>、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p>

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）（抄）（附則第十九条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 次条並びに附則第四条、第二十四条及び第百五十四条の規定公布の日</p> <p>一の二 附則第百五十三条の規定 この法律の公布の日又は高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>二〇六 （略）</p> <p>（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部改正）</p> <p>第百五十三条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第十七条のうち、国家公務員共済組合法第百二十四条の三の改正規定中「同条第二項第四号」を「同条第二項第三号」に改め、同法別表第三の改正規定中「別表第三」を「別表第二」に改める。</p> <p>（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第百五十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 次条並びに附則第四条、第二十四条及び第百五十三条の規定公布の日</p> <p>二〇六 （略）</p> <p>（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第百五十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>

改 正 案	現 行												
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十九 （略）</p> <p>三十 国立ハンセン病療養所における医療の提供並びに研究及び研修に関すること。</p> <p>三十一～百十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第十六条 本省に、次の表の上欄に掲げる施設等機関を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に記載するとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="502 219 762 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="678 219 762 510">名称</th> <th data-bbox="678 510 762 1070">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 219 678 510">（削る）</td> <td data-bbox="550 510 678 1070"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 219 550 510">（略）</td> <td data-bbox="502 510 550 1070"></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>5・6 （略）</p>	名称	所掌事務	（削る）		（略）		<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十九 （略）</p> <p>三十 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所における医療の提供並びに研究及び研修に関すること。</p> <p>三十一～百十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第十六条 本省に、次の表の上欄に掲げる施設等機関を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に記載するとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="502 1158 762 2020"> <thead> <tr> <th data-bbox="678 1158 762 1449">名称</th> <th data-bbox="678 1449 762 2020">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 1158 678 1449">国立高度専門医療センター</td> <td data-bbox="550 1449 678 2020">特定の疾患その他の事項に関し、診断及び治療、調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 1158 550 1449">（略）</td> <td data-bbox="502 1449 550 2020"></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 （略）</p> <p>5 国立高度専門医療センターの名称及び所掌事務は政令で、その位置及び組織は厚生労働省令で定める。</p> <p>6・7 （略）</p>	名称	所掌事務	国立高度専門医療センター	特定の疾患その他の事項に関し、診断及び治療、調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと。	（略）	
名称	所掌事務												
（削る）													
（略）													
名称	所掌事務												
国立高度専門医療センター	特定の疾患その他の事項に関し、診断及び治療、調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと。												
（略）													